

Q

起業を決意し、会社の設立準備に入りました。
会社の設立は順調に進んだものの、今まで人事の経験がない為、
スタッフの給与計算や社会保険の手続きなどどうすればいいか
全くわかりません。今後どのような手順を
ふめばよいのでしょうか？



A

スタッフ(パート・アルバイトを含む)を雇ったときは、働きやすい、安心・安全な職場環境を整備していきたいと思うものです。

そこで労働基準法などに基づく「労働関係の手続き」と、所得税法などに基づく「税金関係の手続き」の2種類の手続きが必要となってきます。

(1) 労働関係の手続きとして、社内手続きでは、①労働契約を結ぶための労働条件通知書を交わすこと、②労働者名簿、賃金台帳、労働日数・労働時間数・時間外労働等が把握できる出勤簿(タイムカード等)の作成、③雇入れ時の健康診断も実施しなければいけません。社外手続きでは、労災保険や雇用保険など労働保険への加入手続き(労働基準監督署やハローワーク)、健康保険や厚生年金保険など社会保険への加入手続き(年金事務所)も必要となってきます。

(2) 税金関係の手続きとして、社内手続きでは、「扶養控除等(異動)申告書」を提出してもらうこと。社外手続きでは、スタッフが住民税の特別徴収を希望する場合は「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を市区町村に提出します。

事業を始めて、スタッフを雇ったら行わなければいけないのが給与計算です。社会保険料や所得税などの計算も大切ですが、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金も正確に計算して支払い、未払い賃金(いわゆるサービス残業)が生じないように注意も必要です。また、平成28年度より運用が開始されたマイナンバー制度ですが、税金や社会保険関係の書類には、マイナンバーの記載が法令で決められているため、会社はスタッフのマイナンバーの適切な管理も重要となっています。

社会保険労務士

人材⇒人財 となるような会社作りをお手伝いします!

- 働きやすい職場環境を整備したい。
 - 古くからある就業規則のままだけ大丈夫?
 - 企業コンプライアンスをより一層徹底したい。
- 人事労務に関する様々な悩みを抱えているなら是非ご相談下さい。

手塚労務管理事務所

佐賀市成章町6番11号
AM9:00~PM5:30
休/土・日曜日・祝日
ht-roumu@crest.ocn.ne.jp

☎0952-26-0790



社会保険労務士
手塚 俊博

- 《業務内容》
- 社会保険・労災保険・雇用保険の事務代行・相談
 - 就業規則等諸規則の立案作成
 - 給与計算代行
 - 人事・労務に関する相談
 - 人事賃金制度の改善導入指導
 - 各種助成金申請代行